

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例

○北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例

平成24年12月19日

条例第52号

改正 令和3年12月17日条例第34号

目次

- 第1章 総則（第1条—第16条）
- 第2章 救護施設（第17条—第32条）
- 第3章 更生施設（第33条—第38条）
- 第4章 授産施設（第39条—第44条）
- 第5章 宿所提供施設（第45条—第50条）
- 第6章 医療保護施設（第51条）
- 第7章 事業授産施設（第52条）
- 第8章 雑則（第53条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるとともに、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、事業授産施設（同法第2条第2項第7号に規定する授産施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（基本方針）

第3条 保護施設及び事業授産施設（以下「保護施設等」という。）は、利用者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例

2 保護施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための措置を講ずるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第4条 保護施設等の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第5条 保護施設等の設備は、専ら当該施設の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(職員の資格要件)

第6条 救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設及び事業授産施設の長(以下「施設長」という。)は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活指導員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第7条 保護施設等の職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(勤務体制の確保等)

第8条 保護施設等は、利用者に対して適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 保護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

3 保護施設等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(令3条例34・一部改正)

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例

(秘密保持等)

第9条 保護施設等の職員は、正当な理由がなくその職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 保護施設等は、職員及び職員であった者が、正当な理由がなく前項の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応等)

第10条 保護施設等は、その行った処遇に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 保護施設等は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 保護施設は、その行った処遇に関し、法第19条第4項に規定する保護の実施機関（以下「保護の実施機関」という。）から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 保護施設は、保護の実施機関からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を保護の実施機関に報告しなければならない。

5 保護施設等は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故の発生の防止等)

第11条 保護施設等は、事故の発生及び再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故の発生を防止するための対策、事故発生時の対応及び次号の規定による報告の方法等を定めた指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、かつ、その分析による改善策を職員に十分に周知することができる体制を整備すること。

(3) 事故の発生の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、職員に対して事故の発生の防止のための研修を定期的に行うこと。

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例

- 2 保護施設は、利用者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに保護の実施機関、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 保護施設等は、前項の事故の状況及び当該事故に際して講じた措置について記録しなければならない。
- 4 保護施設等は、利用者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(令3条例34・一部改正)

(業務継続計画の策定等)

第11条の2 保護施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 保護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 保護施設等は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(令3条例34・追加)

(非常災害対策)

第12条 保護施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的な計画を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 保護施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(関係機関との連携)

第13条 保護施設等は、利用者の適切な処遇や利用者の自立に向けた適切な支援を行うため、保護の実施機関をはじめとする関係機関との連携に努めなければならない。

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例

(地域との連携等)

第14条 保護施設等は、その運営に当たっては、当該保護施設等が所在する地域の自治会等の地縁による団体（次項において「自治会等」という。）に加入するなど、地域住民及びその自発的な活動等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

2 保護施設等は、第12条第1項に規定する計画の策定及び同条第2項に規定する訓練の実施に当たっては、自治会等と協力して行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第15条 保護施設等は、設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する記録を整備しておかななければならない。

2 保護施設等は、利用者の処遇の状況に関する次に掲げる記録（宿所提供施設及び医療保護施設にあっては、第1号に係る記録を除く。）を整備し、当該記録を作成した日から2年間保存しなければならない。

(1) 第25条第2項に規定する処遇計画、第36条第1項に規定する更生計画及び第43条（第52条において準用する場合を含む。）に規定する計画

(2) 具体的な処遇の内容等の記録

(3) 第10条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 第11条第3項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

(5) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(暴力団員等の排除)

第16条 保護施設等は、次の各号のいずれかに該当してはならない。

(1) 当該保護施設等を設置する法人の役員又は当該保護施設の長（以下これらを「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日か

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例

ら5年を経過しない者（以下この条においてこれらを「暴力団員等」という。）であること。

(2) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用していること。

(3) 暴力団員等によりその運営について支配を受けていると認められること。

(4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。）第23条第1項の規定により県条例第22条第1項の勧告（県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。）に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。

(5) 役員等が前号に規定する公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していない者であること。

(6) 県条例第25条第1項第3号に該当することにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。

(7) 役員等が県条例第25条第1項第3号に該当することにより懲役又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者であること。

（令3条例34・一部改正）

第2章 救護施設

（規模）

第17条 救護施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 救護施設は、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設であって入所者が20人以下のもの（当該救護施設と一体的に管理運営を行うものに限る。以下この章において「サテライト型施設」という。）を設置する場合は、5人以上の人員を入所させること

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例

ができる規模を有するものとしなければならない。

- 3 救護施設は、被保護者の数の当該施設における入所者の総数に占める割合をおおむね80パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第18条 救護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない付属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項（第34条第3項において準用する場合を含む。）において同じ。）又は準耐火建築物（同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項（第34条第3項において準用する場合を含む。）において同じ。）でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての救護施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたものは、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期の発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により火災の際の円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

- 3 救護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該救護施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 静養室

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例

- (3) 食堂
- (4) 集会室
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 調理室
- (10) 事務室
- (11) 宿直室
- (12) 介護職員室
- (13) 面接室
- (14) 洗濯室又は洗濯場
- (15) 汚物処理室

4 前項第1号の居室については、一般居室のほか、必要に応じ、常時の介護を必要とする者を入所させる居室（以下「特別居室」という。）を設けるものとする。

5 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室は、次の要件を満たすものであること。

ア 地階に設けないこと。

イ 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上とすること。

ウ 1箇所以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

エ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

オ 特別居室は、原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(2) 静養室は、次の要件を満たすものであること。

ア 医務室又は介護職員室に近接して設けること。

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例

イ アに定めるもののほか、前号ア及びウからオまでの規定を準用する。

(3) 洗面所は、居室のある階ごとに設けること。

(4) 便所は、居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

(5) 医務室は、入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(6) 調理室の火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(7) 介護職員室は、居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

6 前各項に規定するもののほか、救護施設の設備は入所者の安全に配慮するものとし、その基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(サテライト型施設の設備の基準)

第19条 サテライト型施設の設備の基準は、前条に規定する基準に準じる。

(職員の配置の基準)

第20条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。

(1) 施設長

(2) 医師

(3) 生活指導員

(4) 介護職員

(5) 看護師又は准看護師

(6) 栄養士

(7) 調理員

2 生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の合計は、おおむね入所者の数を5.4で除して得た数以上とする。

(施設長の責務)

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例

第21条 救護施設の施設長は、救護施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 救護施設の施設長は、職員に第8条から第15条まで及び次条から第32条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活指導員の責務)

第22条 生活指導員は、第25条第2項に規定する処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 第10条第2項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。

(2) 第11条第3項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録を行うこと。

(3) 第26条第5項の規定による記録を行うこと。

(居室の入所人員)

第23条 1居室に入所させる人員は、原則として4人以下とする。

(入退所)

第24条 救護施設は、入所に際しては、入所者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

2 救護施設は、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しなければならない。

3 救護施設は、心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望、当該入所者が退所後に置かれることとなる生活環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。

4 救護施設は、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

5 救護施設は、入所者の退所後も、必要に応じ、当該入所者及びその家族に対する相談援助を行う等適切な援助に努めなければならない。

(処遇計画)

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例

第25条 救護施設の施設長は、次項に定める入所者の処遇に係る計画の作成に関する業務を生活指導員に担当させるものとする。

2 生活指導員は、入所者の心身の状況、置かれている環境、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、当該入所者の処遇に係る計画（以下「処遇計画」という。）を作成しなければならない。

3 生活指導員は、入所者の処遇計画について、当該入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

（処遇の方針）

第26条 救護施設は、入所者について、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導、訓練その他の援助を行わなければならない。

2 入所者の処遇は、処遇計画に基づいて行わなければならない。

3 救護施設の職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者及びその家族に対し、処遇上必要な事項について説明を行わなければならない。

4 救護施設は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 救護施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（給食）

第27条 給食は、あらかじめ作成された献立に従って行うこととし、その献立は、栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

（健康管理）

第28条 救護施設は、入所者について、入所時及び毎年定期的に2回以上健康診断を行わなければならない。

（衛生管理等）

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例

第29条 救護施設は、入所者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

2 救護施設は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(令3条例34・一部改正)

(協力医療機関)

第30条 救護施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

(生活指導等)

第31条 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。

2 救護施設は、入所者に対し、その精神的及び身体的条件に応じ、機能を回復し、又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。

3 救護施設は、入所者の日常生活に充てられる場所には、必要に応じ室温調節等の措置を講じなければならない。

4 救護施設は、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしなけれ

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例

ばならない。

5 救護施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第32条 救護施設は、当該救護施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

(2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

(4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

第3章 更生施設

(規模)

第33条 更生施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 更生施設は、被保護者の数の当該施設における入所者の総数に占める割合をおおむね80パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第34条 更生施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該更生施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 静養室

(3) 集会室

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例

- (4) 食堂
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 作業室又は作業場
- (10) 調理室
- (11) 事務室
- (12) 宿直室
- (13) 面接室
- (14) 洗濯室又は洗濯場

2 前項第9号の作業室又は作業場には、作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、更生施設の設備の基準については、第18条第1項、第2項、第5項第1号（オを除く。）及び第2号から第6号まで並びに第6項の規定を準用する。

（職員の配置の基準）

第35条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活指導員
- (4) 作業指導員
- (5) 看護師又は准看護師
- (6) 栄養士
- (7) 調理員

2 生活指導員、作業指導員及び看護師又は准看護師の総数は、入所人員が150人以下の施設にあっては6人以上、入所人員が150人を超える施設に

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例

あつては6人に150人を超える部分40人につき1人を加えた数以上とする。

(生活指導等)

第36条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の条件に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第31条(第2項を除く。)の規定を準用する。

(作業指導)

第37条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の更生計画に従って、入所者の退所後の自立に必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 作業指導の種目を決定するに当たっては、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。

(準用)

第38条 第21条から第23条まで、第26条第4項及び第5項、第27条から第30条まで並びに第32条の規定は、更生施設について準用する。

第4章 授産施設

(規模)

第39条 授産施設は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 授産施設は、被保護者の数の当該施設における利用者の総数に占める割合をおおむね50パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第40条 授産施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 作業室

(2) 作業設備

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例

- (3) 食堂
- (4) 洗面所
- (5) 便所
- (6) 事務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 作業室は、次の要件を満たすものであること。

ア 必要に応じて危害防止設備を設け、又は保護具を備えること。

イ 1箇所以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(2) 便所は、男子用と女子用を別に設けること。

(職員の配置の基準)

第41条 授産施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1) 施設長

(2) 作業指導員

(工賃の支払)

第42条 授産施設は、事業収入の額から事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を利用者に支払わなければならない。

(自立指導)

第43条 授産施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえ、当該利用者の自立に必要な支援内容を定めた計画を作成するとともに、当該計画に基づき利用者に対して必要な指導を行わなければならない。

(準用)

第44条 第21条、第22条、第26条第4項及び第5項並びに第29条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、授産施設について準用する。

第5章 宿所提供施設

(規模)

第45条 宿所提供施設は、30人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例

2 宿所提供施設は、被保護者の数の当該施設における利用者の総数に占める割合をおおむね50パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第46条 宿所提供施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該宿所提供施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 炊事設備
- (3) 便所
- (4) 面接室
- (5) 事務室

2 前項第2号の炊事設備の火器を使用する部分は、不燃材料を用いなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、宿所提供施設の設備の基準については、第18条第5項第1号(オを除く。)並びに第6項第1号及び第2号の規定を準用する。

(職員の配置の基準)

第47条 宿所提供施設には、施設長を置かななければならない。

(居室の利用世帯)

第48条 1居室は、やむを得ない理由がある場合を除き、2世帯以上に利用させてはならない。

(生活相談)

第49条 宿所提供施設は、生活の相談に応ずる等利用者の生活の向上を図ることに努めなければならない。

(準用)

第50条 第26条第4項及び第5項並びに第29条の規定(医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。)は、宿所提供施設について準用する。

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例

第6章 医療保護施設

(運営)

第51条 医療保護施設は、医療法（昭和23年法律第205号）その他の医療に関する法令に基づき適切に運営されていなければならない。

第7章 事業授産施設

(事業授産施設の設備及び運営に関する基準)

第52条 事業授産施設の設備及び運営に関する基準は、第39条第1項及び第40条から第44条までの規定を準用する。

第8章 雑則

(委任)

第53条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（令和3年12月17日条例第34号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第11条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第29条第2項（同項第3号の感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る部分に限る。）（第38条、第44条（第52条において準用する場合を含む。）及び第50条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。